

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等及び援助等の措置要領の制定について（概要）

（平成 26 年 10 月 28 日 例規第 41 号 神生総発第 360 号）
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 例規第 14 号 神務発第 465 号

この度、別添のとおりストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等及び援助等の措置要領を制定し、平成 26 年 10 月 29 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

おって、ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する警告及び援助等の措置要領について（平成 13 年 3 月 15 日 例規第 10 号、神生総発第 237 号）は、廃止する。

別添

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等及び援助等の措置要領

1 趣旨

この要領は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「法」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 18 号。以下「規則」という。）の規定に基づく警告、仮の命令及び禁止命令等（以下「警告等」という。）に係る行政措置並びに援助等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 申出人

つきまとい等の被害を受けている者をいう。

(2) 密接関係者

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を抱かれた者の身上、安全等を配慮する立場にある者で、配偶者、直系又は同居の親族、恋人、友人、職場の上司等社会生活において密接な関係を有するものをいう。

(3) 行為者

つきまとい等を行っている者をいう。

3 対処体制の確立

(1) 捜査班等の編成

警察署長（以下「署長」という。）は、ストーカー行為又は法第 3 条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）に係る被害に対し、適正に対処するため、届出の頻度、行為の態様、行為者の言動その他諸情勢を総合的に勘案し、必要な捜査班等を編成して、対処体制を確立するものとする。

(2) 人身安全対策課長との連携

署長は、ストーカー行為等に係る被害を認知した場合は、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）と緊密な連携を図り、当該被害に対し、適正かつ迅速に対応するものとする。

4 相談及び警告等の申出を受ける場合の基本的な考え方

ストーカー行為等に係る被害の相談（以下「相談」という。）並びに警告を求める旨の申出、禁止命令等の申出及び援助を受けたい旨の申出（以下「警告等の申出」という。）を受ける場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 相談又は警告等の申出を受けた場合は、相談者（申出人、密接関係者及び申出人の代理人（以下「代理人」という。）をいう。以下同じ。）の身上、性別、対応する場所等に配慮するとともに、相談者の立場に立った適切な対応をすること。
- (2) 相談及び警告等の申出の取扱いについては、相談者の言い分のみにとらわれることのないよう公平性の確保に留意すること。

5 相談受理時の措置

(1) 直接相談を受けた場合

ア 申出人から相談を受けた場合

警察職員（以下「職員」という。）は、勤務中、申出人から相談を受けた場合は、その概要を聴取して直ちに生活安全課長（生活安全第一課長を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。ただし、当直の勤務時間（神奈川県警察処務規程（昭和44年神奈川県警察本部訓令第3号。以下「処務規程」という。）第29条第1項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）にあつては、当直主任（処務規程第38条に規定する当直主任をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

イ 申出人以外の相談者から相談を受けた場合

申出人以外の相談者から相談を受けた場合は、当該相談者と申出人との関係を聴取するとともに、申出人からの事情聴取が必要である旨を説明し、申出人の来署を促すものとする。

ウ 申出人が未成年者の場合

申出人が未成年者の場合は、申出人の身上、安全等を配慮する立場にある保護者、直系又は同居の親族、職場の上司等を立ち合わせるなど、適切に対応するものとする。

(2) 電話等で相談を受けた場合

職員は、警察署のほか交番、駐在所、警備派出所等において電話若しくはファクシミリ又は文書により相談を受けた場合は、警察署への来署を促すとともに、その概要を直ちに生活安全課長（当直の勤務時間にあつては当直主任）に報告するものとする。

(3) 警告等の申出があった場合の措置

職員は、(1)アの相談を受けた場合において、相談者から警告等の申出を受けたときは、生活安全課長（当直の勤務時間にあつては当直主任）に当該相談者を速やかに引き継ぐものとする。

(4) 受理票等の作成

相談を受けた職員は、神奈川県警察相談取扱規程（平成13年神奈川県警察本部訓令第14号。以下「相談規程」という。）第16条第1項に規定する警察相談受理票を作成するほか、同項に規定する警察相談措置票に措置経過、措置結果等の必要な事項を記載し、その状況を明らかにするものとする。

6 相談受理時の生活安全課長又は当直主任のとるべき措置

(1) 場所の選定

相談及び警告等の申出があつた場合において、生活安全課長（当直の勤務時間にあつては当直主任）は、警察署内の適切な場所において、速やかにその対応に当たるものとする。この場合において、当該警察署内において対応することが適切でないと認められるときは、相談者及び相談内容に応じて、適切な場所を選定して対応するものとする。

(2) 刑罰法令への抵触の有無に応じた措置

ア 刑罰法令に抵触する場合

相談及び警告等の申出を受けた時点で他の刑罰法令にも抵触していると認められる場合は、これを積極的に事件化して取り締まるとともに、並行して警告等又は援助等を行うなど適切に処理するものとする。

イ 刑罰法令に抵触しない場合

いずれの刑罰法令にも抵触しない場合は、本要領に定めるもののほか、相談規程に基づき、適切に処理するものとする。

(3) 緊急性の判断及び報告

ア 緊急性の判断

申出人又は密接関係者の生命、身体等に対し危害が切迫し、又はそのおそれがあると認められる場合は、緊急性があると判断するものとする。

イ 署長等への報告

(ア) 5(1)アの規定による報告を受けた生活安全課長又は当直主任は、署長まで速報して指揮を受けるものとする。

(イ) (ア)の規定による報告を受けた署長は、生活安全部長（人身安全対策課長経由）に速報するものとする。

(4) 被害防止対策

5(1)アの規定による報告を受けた生活安全課長又は当直主任は、被害の状況等に応じた保護活動その他の被害防止対策を確実にを行い、その状況を明らかにするものとする。

7 警告等の申出書の受理

(1) 警告等の申出

警告等の申出は、原則として申出人から受理するものとする。ただし、親権者又は代理人から申出があった場合は、その者から申出を受理し、事後、申出人から被害の状況等を詳細に聴取するものとする。

(2) 警告等の申出の受理者

警告等の申出の受理は、生活安全課員（生活安全第一課員及び生活安全第二課員を含む。以下同じ。）又は警察署に勤務する女性警察官のうち、署長が指名する者（以下「相談受理担当者」という。）が行うものとする。ただし、当直の勤務時間において、生活安全課員及び相談受理担当者がいない場合にあっては、当直員（処務規程第28条に規定する当直勤務を行う職員をいう。）が行うものとする。

(3) 警告等の申出書の作成

ア 生活安全課員、相談受理担当者又は当直員（以下「生活安全課員等」という。）は、口頭により警告等の申出があった場合は、被害の状況等を詳細に聴取し、警告の申出を受理したときは規則第1条に規定する警告申出書（以下「警告申出書」という。）に、禁止命令等の申出を受理したときは規則第5条に規定する禁止命令等申出書（以下「禁止命令等申出書」という。）に、援助等を受けた旨の申出を受理したときは規則第11条に規定する援助申出書（以下「援助申出書」という。）に記載するよう申出人に求め、又は代書するものとする。

イ 生活安全課員等は、文書により警告等の申出があった場合は、当該文書を受理して内容を確認するとともに、事案の内容を詳細に聴取し、申出の内容に応じて、改めて警告申出書、禁止命令等申出書又は援助申出書（以下「警告等の申出書」という。）に記載するよう申出人に求め、又は代書するものとする。

ウ 神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の職権で禁止命令等を行う場合は、禁止命令等申出書の作成は不要とする。

(4) 事案関係地以外の警察署において警告等の申出があった場合の措置

ア 警告の申出があった場合

警告は、申出人の住所若しくは居所若しくは行為者の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地又は当該行為が行われた地（以下「事案関係地」という。）を管轄する署長が実施することとなるため、その旨を申出人に説明するとともに、申出人の面前で管轄警察署の生活安全課長（当直の勤務時間にあっては当直主任）に連絡し、作成した書類を管轄警察署に速やかに移ちようするものとする。

イ 禁止命令等の申出があった場合

禁止命令等は、事案関係地を管轄する公安委員会が実施することとなるため、その旨を申出人に説明するとともに、申出人の面前で管轄警察署の生活安全課長

(当直の勤務時間にあつては当直主任)に連絡し、作成した書類を管轄警察署に速やかに持ちようするものとする。

ウ 援助の申出があつた場合

援助は、警察署の管轄を問わず実施することとなるため、援助の申出を受けた警察署において受理するものとする。ただし、規則第12条第2号に規定する行為者の氏名及び住所その他の連絡先の教示の申出の場合において、ストーカー行為等について警告の申出又は告訴を受理している署長があるときにあつては当該署長が、同条第7号に規定する警告等を実施したことを明らかにする書面の交付の申出のときにあつては当該申出に係る警告等を実施した署長が援助を行うことになるので、その旨を説明するとともに、申出人の面前で当該警察署の生活安全課長(当直の勤務時間にあつては当直主任)に連絡するものとする。

(5) 申出人への必要な教示

疎明資料の重要性を説明するとともに、被害状況の記録化、疎明資料の保存及び提出、担当者との連絡方法等について必要な事項を教示するものとする。

(6) 着手報告

署長は、申出人から警告等の申出又はストーカー行為に係る告訴を受理したときは、着手報告書(第1号様式)により警察本部長(人身安全対策課長経由)に速やかに報告するものとする。

なお、その後の措置については、着手報告書の第2面に記載して明らかにするものとする。

8 調査活動

(1) 調査の実施

署長は、警告等の申出を受理した場合は、適正な調査(法第9条に規定する報告若しくは資料の提出を求めること又は質問をすることをいう。以下同じ。)を実施するため、捜査班等の効率的な運用を図り、ストーカー行為等に係る被害の状況等について速やかに調査するものとする。

(2) 事情聴取

ア 警告等の申出により申出人から事情聴取を行った場合は、初回にあつては事情聴取書(甲)(第2号様式)を、二回目以降にあつては事情聴取書(乙)(第3号様式)を作成し、必要に応じてそれぞれ資料の写しを添付するものとする。

イ 行為者から事情聴取を行う必要がある場合は、初回にあつては事情聴取書(甲)を、二回目以降にあつては事情聴取書(乙)を作成し、必要に応じてそれぞれ資料の写しを添付するものとする。

ウ 参考人から事情聴取を行う必要がある場合は、事情聴取書(乙)を作成し、必要に応じて資料の写しを添付するものとする。

エ 事情聴取書（甲）又は事情聴取書（乙）（以下「事情聴取書」という。）を作成したときは、供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が、事情聴取書の作成を拒んだとき、電話により事情聴取を行ったときその他事情聴取書を作成することができなかつたときは、事情聴取報告書（第4号様式）を作成し、その経緯を明らかにするものとする。

オ 供述者が署名押印を拒んだ場合又は所要の調査等を行った場合は、調査等報告書（第5号様式）を作成し、その経緯を明らかにするものとする。

(3) 資料等の収集

ア (1)の調査により、物件の提出を受けた場合は、物件提出書（第6号様式）を徴した上、提出物件目録（第7号様式）を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

イ 提出物件の所有者が、当該提出物件の所有権を放棄する旨の意思を明示した場合は、所有権放棄書（第8号様式）を徴するものとする。

ウ 提出物件を返還する場合は、提出者から提出物件還付請求書（第9号様式）を徴するものとする。

(4) 調査結果の報告

ア 生活安全課長は、調査の結果を取りまとめ、調査等報告書を作成し、署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、調査等報告書の写しに書類目録（第10号様式）その他関係書類の写しを添付して、人身安全対策課長に送付するものとする。

(5) 調査における照会等

ア 市区町村長に対する照会

署長は、行為者その他関係者の調査について必要があると認める場合は、関係する市区町村長に対し、身上調査照会書（第11号様式）又は調査関係事項照会書（第12号様式）により照会を行うものとする。

イ 関係行政機関及び関係事業者に対する照会

関係行政機関及び関係事業者（提供しているサービスをストーカー行為等に利用された事業者をいう。）に対する照会は、調査関係事項照会書により行うものとする。

ウ 照会文書の管理

ア及びイにおける照会書は、司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日最高検企第54号）に定める捜査関係事項照会書と同様に適正な管理を行うものとする。

(6) 調査資料の活用

警告等の行政措置又は援助等の措置を行う場合は、調査の結果得た資料を用いなければならない。

9 警告

(1) 審査

生活安全課長は、調査の結果、行為者の行為が警告の要件を満たすと認める場合は、警告審査票（第 13 号様式）を作成して審査するとともに、再度、事案関係地が自署の管轄区域であることを確認し、署長に報告するものとする。

(2) 実施要領

ア (1)の規定による報告を受けた署長は、規則第 2 条に規定する警告書（以下「警告書」という。）を作成し、行為者を警察署に招致するなどして確実な方法により、当該行為者に警告書を交付して警告を実施するものとする。この場合において、警察本部長による警告書の交付をする必要があると認めるときは、警察本部長（人身安全対策課長経由）に警告書の作成を依頼するものとする。

イ 緊急を要し、警告書を交付するいとまがない場合で、かつ、警告の内容が複雑でない場合は、口頭で警告を実施することができるものとする。この場合において、警告書に記載する警告の日付については、口頭で警告をした日を記載し、当該警告に係る警告書を警告を受けた行為者に速やかに交付しなければならない。

ウ 警告書の交付を行った場合は、当該交付を受けた行為者から受領確認書（第 14 号様式）を徴するものとする。

エ 警告を実施する際は、行為者に警告をする理由等を説明し、これに対する弁解等を聴取して、その状況を警告・仮の命令実施報告書（第 15 号様式。以下「実施報告書」という。）により明らかにするものとする。

(3) 警告を実施した場合の措置

ア 警告を実施した場合（警告書の受領を拒否した場合又は受領確認書への記載を拒否した場合を含む。）は、実施報告書により署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、警告実施報告書（第 16 号様式）を作成し、関係書類の写しと共に公安委員会（人身安全対策課長経由）に速やかに報告するものとする。

ウ 生活安全課長は、警告によりストーカー行為等が中止された場合は、調査等報告書を作成し、署長に報告するものとする。

エ ウの規定による報告を受けた署長は、調査等報告書の写しに書類目録その他関係書類の写しを添付して、人身安全対策課長に送付するものとする。

(4) 警告をしなかった場合の措置

ア 生活安全課長は、行為者が所在不明、行為者に連絡不能等のため警告を実施しなかった場合は、調査等報告書を作成し、署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、調査等報告書の写しに書類目録その他関係書類の写しを添付して、人身安全対策課長に送付するものとする。

ウ 警告の要件を満たさないと認める場合は、必要に応じて行為者への指導説諭等を実施するとともに、申出人に対して自衛策及び対応策を教示するなど適正な対応に努めるものとする。

(5) 申出人への通知

ア 警告を実施した場合は、申出人に対して警告の内容及び日時を速やかに通知し、その状況を明らかにするとともに、以後の連絡体制を確立するものとする。また、その後の連絡状況をその都度記録し、これを署長に報告するものとする。

イ アの場合において、申出人から警告を実施したことを明らかにする書面の交付の申立てがあった場合の措置は、12(1)イに定めるところによる。

ウ 警告を実施しなかった場合は、申出人に対して警告を実施しなかったこと及びその理由を規則第3条に規定する通知書により速やかに通知し、その経緯を明らかにするものとする。

(6) 警告実施後に申出人から住所又は居所の移転の申出があった場合等の措置

ア 申出人が警察署の管轄を異にして住所又は居所を移転しようとする場合は、現在の住所又は居所の所在地を管轄する署長にその旨を口頭等で届けさせるものとする。

イ 署長は、アの規定による届出を受理した場合又は行為者が住所等を移転していることを認知した場合は、住所移転報告書（第17号様式）を作成し、公安委員会（人身安全対策課長経由）に速やかに報告するものとする。

10 仮の命令

(1) 審査

生活安全課長は、調査の結果、行為者の行為が仮の命令の要件を満たすと認める場合は、総括報告書（仮の命令）（第18号様式）を作成して審査するとともに、再度、事案関係地が自署の管轄区域であることを確認し、署長に報告するものとする。

(2) 実施要領

ア (1)の規定による報告を受けた署長は、規則第8条に規定する仮命令書（以下「仮命令書」という。）を作成し、行為者を警察署に招致するなどして確実な方法により、当該行為者に仮命令書を交付して仮の命令を実施するものとする。この場合において、警察本部長による仮命令書の交付をする必要があると認めるときは、警察本部長（人身安全対策課長経由）に仮命令書の作成を依頼するものとする。

イ 緊急を要し、仮命令書を交付するいとまがない場合で、かつ、仮の命令の内容が複雑でない場合は、口頭で仮の命令を実施することができるものとする。この場合において、仮命令書に記載する仮の命令の日付については、口頭で仮の命令

をした日を記載し、速やかに当該警告に係る仮命令書を仮の命令を受けた行為者に交付しなければならない。

ウ 仮の命令を実施する際は、行為者に仮の命令に至る事情及び処分の趣旨を説明するとともに、仮の命令の効力がある期間に限り、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき審査請求（以下「審査請求」という。）ができる旨及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき取消訴訟（以下「取消訴訟」という。）を提起できる旨を書面により教示し、行為者の弁明等を聴取してその状況を実施報告書により明らかにするものとする。

エ 仮命令書の交付を行ったときは、当該交付を受けた行為者から受領確認書を徴するものとする。

(3) 仮の命令を実施した場合の措置

ア 仮の命令を実施した場合（仮命令書の受領を拒否した場合又は受領確認書への記載を拒否した場合を含む。）は、実施報告書により署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、仮の命令実施報告書（第 19 号様式）を作成し、関係書類の写しと共に公安委員会（人身安全対策課長経由）に直ちに報告するものとする。

(4) 仮の命令をしなかった場合の措置

ア 生活安全課長は、行為者が所在不明、行為者に連絡不能等のため、仮の命令を実施しなかった場合は、調査等報告書を作成し、署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、調査等報告書の写しに書類目録その他関係書類の写しを添付して、人身安全対策課長に送付するものとする。

(5) 申出人への通知

ア 仮の命令実施後は、申出人に対して仮の命令を実施した旨を速やかに通知し、その状況を明らかにするとともに、以後の連絡体制を確立するものとする。また、その後の連絡状況をその都度記録し、これを署長に報告するものとする。

イ アの場合において、申出人から仮の命令を実施したことを明らかにする書面の交付の申立てがあったときの措置は、12(1)イに定めるところによる。

ウ 仮の命令を実施しなかった場合の措置は、9(5)ウに定めるところによる。

(6) 意見の聴取

意見の聴取の実施については、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく聴聞及び意見の聴取に係る事務処理要領について（平成 13 年 3 月 15 日 例規第 11 号、神生総発第 238 号。以下「聴聞要領」という。）の定めるところによる。

(7) 仮の命令実施後に申出人から住所又は居所の移転の申出があった場合等の措置

仮の命令実施後に申出人から住所若しくは居所の移転の申出があった場合又は行為者の住所等が移転していることを認知した場合の措置については、9(6)の規定を準用する。

11 禁止命令等

(1) 審査及び警告違反の報告

ア 生活安全課長は、警告違反を認知した場合は、直ちに調査を実施し、その結果、当該警告違反に係る行為が禁止命令等の要件を満たすと認めるときは、総括報告書（禁止命令等）（第20号様式）を作成して審査するとともに、再度、事案関係地が自署の管轄区域であることを確認し、署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、その内容を警察本部長（人身安全対策課長経由）に報告するものとする。

(2) 聴聞

聴聞の実施については、聴聞要領の定めるところによる。

(3) 実施要領

ア 署長は、生活安全部長から禁止命令等実施指示書（第21号様式）により規則第6条に規定する禁止等命令書（以下「禁止等命令書」という。）の送付を受けた場合は、行為者を警察署へ招致するなどして確実な方法により、当該行為者に禁止等命令書を速やかに交付して実施するものとする。

イ 禁止等命令書の交付を行った場合は、行為者から受領確認書を徴するものとする。

ウ 禁止命令等を実施する際は、行為者に処分の趣旨、当該禁止命令等に違反した場合は罰則が設けられていることなどを説明し、審査請求ができる旨及び取消訴訟が提起できる旨を書面により教示するものとする。

(4) 禁止命令等を実施した場合の措置

ア 署長は、禁止命令等を実施した場合（禁止等命令書の受領を拒否した場合又は受領確認書への記載を拒否した場合を含む。）は、禁止命令等実施報告書（第22号様式）を作成し、受領確認書の原本及び関係書類の写しと共に公安委員会（人身安全対策課長経由）に速やかに報告するものとする。

イ 生活安全課長は、禁止命令等によりストーカー行為等が中止された場合は、調査等報告書を作成し、署長に報告するものとする。

ウ イの規定による報告を受けた署長は、調査等報告書の写しに書類目録その他関係書類の写しを添付して、人身安全対策課長に送付するものとする。

エ 禁止命令等違反（法第5条第1項第1号に係るものに限る。）を認知した場合は、申出人に処罰の意思を確認し、速やかに捜査に移行するものとする。

(5) 禁止命令等を実施しなかった場合の措置

ア 署長は、行為者が所在不明、行為者に連絡不能等のため、禁止命令等を実施しなかった場合又は処分の手続上疑義がある場合は、禁止命令等実施不能報告書（第23号様式）を作成し、禁止等命令書を添付して生活安全部長（人身安全対策課長経由）に報告するものとする。

イ 禁止命令等の要件を満たさないと認める場合は、必要に応じて行為者への指導説諭等を実施するとともに、申出人に対して自衛策及び対応策を教示するなど適正な対応に努めるものとする。

(6) 申出人への通知

ア 禁止命令等を実施した場合における申出人への通知については、9(5)ア及びイの規定を準用する。

イ 禁止命令等を実施しなかった場合は、申出人に対して禁止命令等を実施しなかったこと及びその理由を通知し、その経緯を明らかにするものとする。この場合において、公安委員会が当該申出人から禁止命令等申出書を受理しているときは、申出人に対して規則第7条に規定する通知書により通知するものとする。

12 援助等

(1) 援助の実施

ア 申出人から援助を受けたい旨の申出があり、当該申出を相当と認める場合は、その申出の内容に応じて、被害を自ら防止するための措置の教示その他規則第12条各号に規定する援助を実施するものとする。

イ 規則第12条第7号に規定する警告等を実施したことを明らかにする書面の交付の申出があった場合は、申出人から当該書面の用途等について詳細に聴取し、相当と認められるときは、警告については第24号様式の書面を、仮の命令については第25号様式の書面を、禁止命令等については第26号様式の書面を直接交付して行うものとする。ただし、当該書面を直接交付することが困難と認められる場合は、配達した事実が記録される方法により送付するものとする。

(2) 実施後の措置

ア 援助を実施した場合は、援助実施報告書(第27号様式)を作成し、署長に報告するものとする。

イ アの規定による報告を受けた署長は、援助実施報告書の写しを人身安全対策課長に送付するものとする。

ウ 援助実施後は、相談者及び関係機関との連絡体制を確立するとともに、その後の連絡状況をその都度記録し、これを署長に報告するものとする。

(3) 緊密な連携の保持

ア 署長は、事案関係地が自署の管轄区域でない場合においても、人身安全対策課長及び当該事案関係地を管轄する署長と緊密な連携を図り対応するものとする。

イ 人身安全対策課長及び署長(以下「署長等」という。)は、関係する行政機関又は公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

13 保護活動その他の被害防止対策

署長等は、相談及び警告等の申出を受理した場合は、被害の状況等に応じた保護活動その他の被害防止対策を確実に行うとともに、相談者及び関係機関との連絡体制を

確立し、ストーカー行為等に係る被害のおそれがなくなつたと認められるまでの間、必要な被害防止対策を講ずるものとする。

14 業務等の管理

(1) 事件指揮簿の活用

警告等の申出を受理したときは、事件指揮について（昭和41年3月8日 例規、神捜三発第79号）に規定する事件指揮簿を活用してその取扱いについて適切に管理し、その記載要領は事件指揮簿に係る定めを準用するものとする。

(2) 関係資料の管理

ア 情報の管理

署長等は、関係者の人定、被害の状況等のほか、措置の内容等について、神奈川県警察ストーカー事案管理業務実施要領の制定について（平成15年3月27日 例規第25号、神生総発第377号）の定めるところにより適切に管理するものとする。

イ 生活安全課長は、調査で得た資料と捜査で得た資料を明確に区分して活用するとともに、適切な管理に努めなければならない。

15 警察本部において相談又は警告等の申出を受けた場合の措置

(1) 警察本部に相談があった場合の措置については、5(4)を準用する。

(2) 警察本部に警告等の申出があった場合は、緊急に対応しなければならないときを除き、事案関係地を管轄する署長が実施することを説明するとともに、申出人の面前で管轄警察署の生活安全課長（当直の勤務時間にあつては当直主任）に連絡し、担当者との連絡方法を教示した上、作成した書類を管轄警察署に速やかに持ちようするものとする。

附 則

附 則(平成27年3月2日例規第6号神広発第88号)

附 則(平成28年3月29日例規第14号神監発第230号)

附 則(平成29年3月31日例規第14号神務発第465号)